

## 規 則

職員の退職管理に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年三月三十日

埼玉県人事委員会委員長 武 笠 正 男

### 埼玉県人事委員会規則二四―三

職員の退職管理に関する規則の一部を改正する規則

職員の退職管理に関する規則（埼玉県人事委員会規則二四―一）の一部を次のように改正する。

第六条中第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号を第四号とする。

第十四条中第五号を削り、第六号を第五号とする。

様式第1号から第3号中「㊤」を削る。

附 則

この規則は、令和三年四月一日から施行する。